

別添

規則等の名称	審査基準
根拠法令	<p>1 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)</p> <p>2 災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第47号)</p> <p>3 「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う緊急通行車両等の確認等のモデル審査基準の制定について(通達)(令和5年7月20日付け、警察庁丁規発第109号)</p>
趣旨	<p>上記根拠法令において改正された災害対策基本法施行令等において、発災前の緊急通行車両の確認、証明書・標章(以下「標章等」という。)の交付、標章等の記載事項変更、再交付等に係る事務が公安委員会の事務として定められたことから、同事務に対する審査基準を新たに制定し、従前からあった発災時の緊急通行車両の確認、標章等の交付について標準処理期間を見直す等の改正を行うもの。</p>
概要	<p>○災害対策基本法関係 ○大規模地震対策特別措置法関係</p> <p>○原子力災害対策特別措置法関係</p> <p>○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律関係の事務で、</p> <p>1 災害発生時の確認事務(標準処理期間 2日→1日 ※改正)</p> <p>2 事前の確認事務(標準処理期間 30日)</p> <p>3 標章等交付後の記載事項変更(標準処理期間 14日)</p> <p>4 標章等の再交付(標準処理期間 14日)</p> <p>を定めた。</p>
施行日	令和5年9月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>法令に基づく行政処分であり、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された審査基準に沿う内容で策定しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。</p>
その他参考事項	